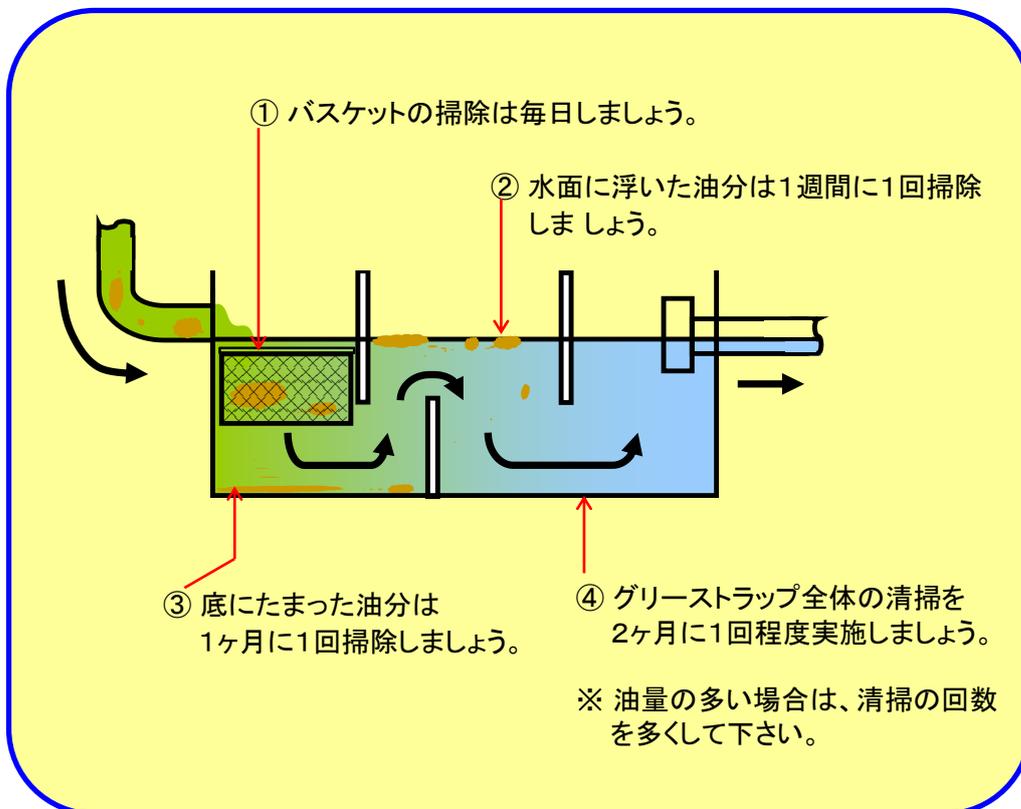


事業場(飲食店等)の皆様方へのお願い

グリーストラップ(油分離槽)の設置と管理・清掃をお願いします。

下水道法では、公共下水道施設の保全や浄化センターの放流水基準を確保する目的から、事業場に対して下水道への排除の基準が定められています。この基準を超える恐れのある下水を排水する場合には、除害施設(グリーストラップ等)を設置し、公共下水道への排除基準値以下になるようにしなければなりません。また、グリーストラップ等を設置している事業場の皆様は、適正に管理をして頂くようお願いいたします。維持管理が不十分な場合、基準を超過して排水してしまう恐れがありますので、ご注意ください。

グリーストラップ(油分離槽)の管理方法



問合せ先 〒067-0071

江別市萩ヶ岡1番地4

江別市水道部下水道施設課維持管理係

TEL 011-385-4988